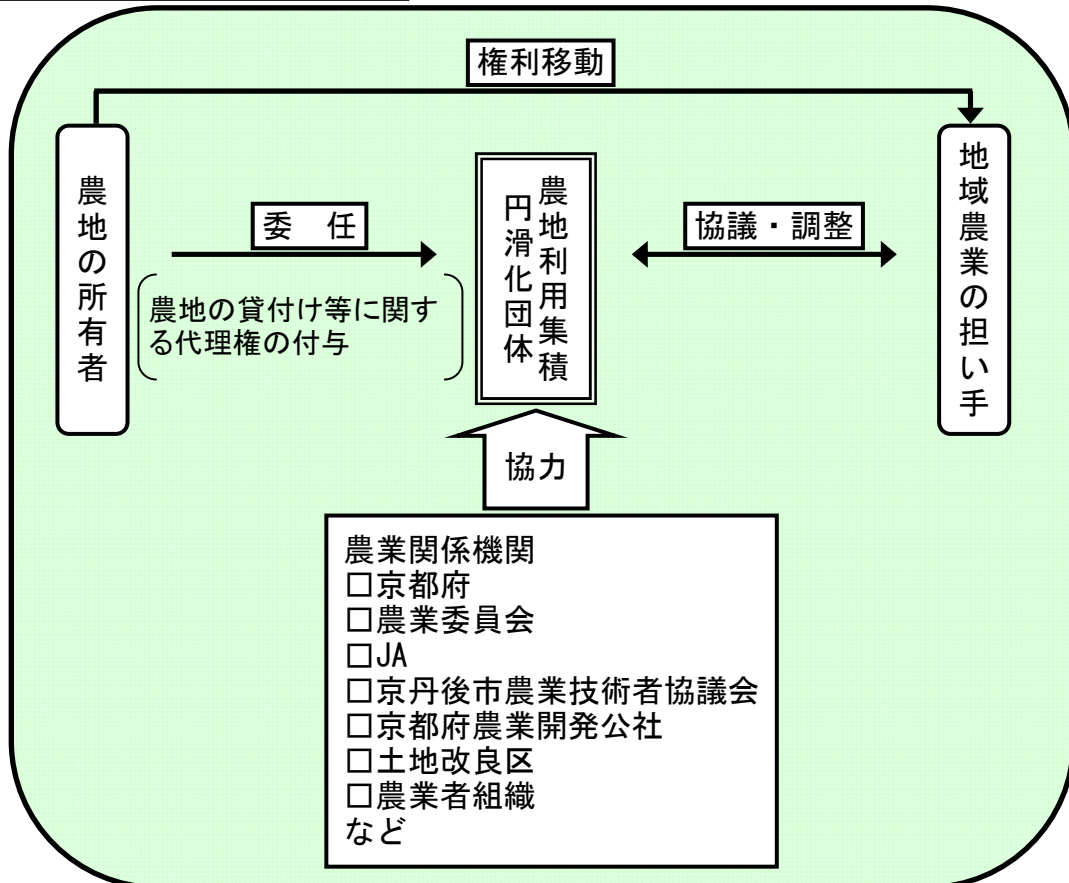


農地利用集積円滑団体を設立 ～担い手の方へ農用地の利用集積を図ります～

作り手がない農地の所有者から、農地利用集積円滑化団体＝京丹後市が委任を受け、農地をまとめて使いやすくし、担い手の方へ農地の利用集積を行う農業経営基盤強化促進法に規定された仕組みです。（農地利用集積円滑化事業）

農地利用集積円滑化事業の概要



申し込み

作り手を探されている農地の所有者
農地を探されている担い手農家
は、農林水産環境部農政課（TEL69-0410）までお電話ください。

経過

- H21. 6 農業経営基盤強化促進法改正（H21. 12施行）
農地利用集積円滑化事業の創設
- H22. 5 市農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更
市域における農地利用集積円滑化事業を規定
- H22. 8 農地利用集積円滑化団体の設立
市において農地利用集積円滑化事業規程を設け、京丹後市を農地利用集積円滑化団体に位置づけた。

※農地利用集積円滑化事業は、農業経営基盤強化促進法改正前の市町村段階の農地保有合理化事業に代わるものとされています。

